

個人データの知的財産的保護の可能性

林紘一郎[†] 中村伊知郎[†]

個人情報保護法は遵法意識を高めた反面、「過剰反応」など幾つかの不具合も生じさせた。その主因は、従来の情報財の保護方式が「秘密型」と「知的財産型」に分断されており、第3の類型として「個人情報型」を早急に定立することが、困難な点にある。そこで、人格権をとりあえず捨象した「個人データ」を対象に、alienable なものとして扱うための法的な方法論として、アメリカ著作権のアナロジーの適用可能性を追求した。

Protection of Personal Data as akin to Intellectual Property

Koichiro Hayashi[†] and Ichiro Nakamura[†]

Personal Data Protection Act made fully effective in 2005 in Japan, enhanced a sense of compliance, but generated several inconveniences as well. It was an ambitious but not successful effort to legitimate the third type of protection for information, following 'secrecy' (the first type) and 'intellectual property' (the second). In this paper, the authors re-examine several methods, including the possibility of applying American copyright concept as an analogy, where moral right is excluded and copyright is treated as a kind of property, namely alienable object.

1. はじめに

2005年4月から、個人情報保護法が全面施行されたことは、2つの意味で画期的であった。1つは、それが会社にも個人にもマスメディアにも、重大な意味を持つものと認識され、社会全体に大きな影響を与えたこと。通例なら法律は、素人受けのする話題ではないので、ある立法が社会現象とも呼ぶべき反応を引き起こしたことは、きわめて異例である。

他の1つは、それが遵法意識を高めた反面、過剰な反応を含めた不意具合を引き起こしたこと（林[2009]）。その際、「個人情報の保護と利用を両立させる」という、法の本来の目的のうち後者が忘れられたり、軽視されることが多かった。特に、膨大な個人情報を管理する会社や官庁などにあっては、「効率」を犠牲にして「遵法」がまかり通っている、との批判や懸念も生じている。

世間では、こうした反省に基づいた法の見直しの意見も散見されるが、実は「言うは易く行なうは難い」。なぜなら、個人情報も「情報財」の一種であるが、その法的な保護方式は従来から「秘密型」と「知的財産型」に2分されており、第3の類型として「個人情報型」を早急に定立することは困難だからである。

そこで本稿では、アメリカにおける property の考え方、特に著作権のアナロジーを念頭に、人格権をとりあえず捨象した「個人データ」を alienable なものとして扱うための、法的方法論を検討する。

2. 個人情報保護法の不具合：第3類型の未成熟

わが国の法制度において、保護の対象になる「情報」は、「公開情報」と「非公開（秘匿）情報」の2つに、判然と分かれる。前者は、特許発明などの創作や商標・意匠などの標識を指し、原則として審査・登録等を経て公開することを条件（著作権の無方式主義は例外）に、「知的財産」として一定期間の独占権が付与される。

後者は、営業秘密、プライバシーに係る情報など、非公知であること、「秘密」として管理されていることを、法的保護の要件にしている（林[2005b]）。なお営業秘密は、伝統的な法解釈では「知的財産」の一種と考えられてきたが、上記の分類では「秘密」型になることに留意されたい。

さらに、これらの情報は、法人その他の団体が保有する情報と、個人が保有する情報の2つに分類できる。ここで「保有」とは、有体物の「占有」に対応する、無体財に関する財産上の権利を示す。現行法では「準占有」（民法205条）と同じであるが、別の用語にしたのは、後述のとおり無体財の法体系と有体物のそれとの間には、歴然とした差があると考えからである。

[†] 情報セキュリティ大学院大学

以上の関係を図示すれば、下図のようになる。ここでは、有体物に体现された情報は除き、情報が何らの媒体に固定されることなく、情報のまま取引されるという究極の場合を想定している(林・鈴木[2008]や林[2009]の図を一部修正)。

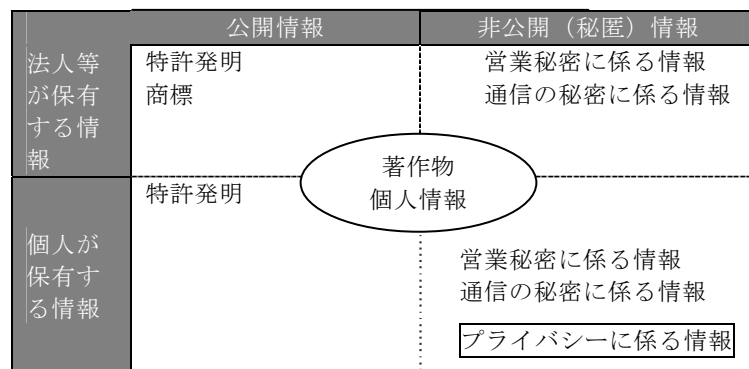


図 情報資産の法的保護の類型 (有体物に体现されない場合)

この図で注目されるのが、著作物と個人情報が共に、4つの類型の中間に位置することである。著作物は、個人が創作し保有するのが一般的だが、法人が保有する場合も、さらには法人著作の場合もある。また、書籍等のように広く公開される場合もあれば、日記のように著者が非公開を望むものもある。

一方個人情報も、公開と非公開(秘匿)の2つの領域にまたがる。例えば、氏名は個人情報の1つであるが、コミュニケーションに欠かせない情報だから、公開が原則である。偽名・匿名を使いたい(あるいは使いたくない)という例外的なケース(例えば、公益通報)を除けば、氏名自体をプライバシーに近いものとして守る意義は少ない。しかし、氏名をキーワードにしてセンシティブな情報やプライバシーに係わる情報が検索される時は、秘匿性を求める要請もまた同時に働くことがある。

さらに個人情報は、法人等の組織の保有量が圧倒的に多いが、記録媒体が安価になった現在では、個人も相当量を保有している。また、集積されるものの中には、自己の情報だけではなく、他人の情報や法人等団体の代表者の氏名なども含まれるため、法人等の情報の一部を取り込んでいるという評価もできる。

ところで、通常個人情報については、保有者に何らかの権利があることは否定できないにしても、その情報から本人と識別される当該個人の「もの」と考えがちで、「自己情報コントロール権」もそのような認識から出ている。しかしこの発想は、有体物についての「占有→所有」のアナロジーから発したもので、「情報」という無体財にそ

のまま適用可能という保証はない。

なぜなら、インターネット上に大量に存在する私に関する情報に対して、私が何らかの「クレーム」(法的な主張)を有するのは当然と思われる一方で、「私のもの」というには躊躇を感ずるような場合、あるいは私だけの情報としない方が、社会全体のためになるような場合もあるからである。

例えば私が遺伝子治療を受けており、開発中のある薬剤を使用したところ、深刻な副作用があったとしよう。その副作用は、私とDNA配列がある確率以上に似ている患者には、ほぼ同様の被害を及ぼす恐れがある。この際、私のDNA情報は私の「もの」かもしれないが、私以外の人にも開示した方が「みんなのため」である(経済学という「情報財の公共財的性格」)。

しかし、これを開示すると私が難病にかかっていることが広く知られ、極端な場合は私が解雇される、などの不利益を蒙るかもしれない。ここでは開示することによる利益と、それに伴う不利益とを比較考量し、救済策を考えざるを得ない。しかも、それを誰が判断するかが問題である。

つまり個人情報は、図の4つの類型で示される特徴をすべて有しているが、この図では表現しきれない特徴をも有していることになる(鈴木[2007])。これが、著作物の特徴と異なる点である。

このように、「保有」性を論じられない情報については、物と人が1対1で対応することを基礎とする、従前の物権法制的考え方(一物一権)が、そのまま適用できず、「一財多権」の法制を創出せざるを得ない。また、本人が保有するか否かにかかわらず、本人に「帰属」するものと構成し得るプライバシーに係る情報とは、明確な差があり、人格権として扱うことも困難である(英米法的には、propertyとしてもinalienableなものとしても扱えない。なお、これらの概念については、林[2010]参照)。

個人情報保護法の混乱は、個人の情報か法人の情報かという情報の保有性を論じることができず、また誰が「クレーム」を主張し得るのかという帰属性もあいまいなことに由来している。したがって、財産法制的延長や応用として構成することも、人格権として構成することもできない。非公開(秘匿)情報として守ることや、自己情報コントロール権的な考え方を採用しての救済も徹底できない。

3. 個人データの保護方式(1) 原則

それでは、どうすれば良いのか? まったく個人的な思考実験をするために、まず4つの原則を提起しよう。

-
- 原則1. 個人情報という用語を捨て、個人データとする。
 - 原則2. 個人データに関する保護は、基本的には財産権とする(人格権はあるが、

アメリカの著作権に著作者人格権がある、という程度の軽いものと考え
る)。

原則3. プライバシー権の一部としての「情報プライバシー権」は、別に存在する
ものとする。

原則4. 行政法ではなく、私法に属するものとする。

以下に若干の補足説明をしよう。

まず、個人情報保護法のもたらした混乱のある部分は、「個人情報」という用語に
あると思われる。わが国の法律において、「情報」が真正面から定義されたものはない
(同様に「電子計算機」も、未定義のまま使われている)。このように、定義できない、
あるいは定義しようとする現象の方が先に変化してしまうような事物や用語は、安
定性と保守性を旨とする法の世界になじまない。

「個人情報」という用語には、別の欠陥もある。それは「0か1かのビット列」と
いう無機的な感じが伝わらず、人格権にも関係しそうな「ウェット」な響きがあるこ
とである。

この両者の意味で、「個人データ」の方が適している。ただし、ラベルを変えても
内容は従来に準じ、「生存する個人に関するデータであって、当該データに含まれる氏
名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他のデ
ータと容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるこ
ととなるものを含む。)」で十分と思われる。

第2原則として、人格権を捨て財産権としての「個人データ」を考えたい(これは、
林[2005a]以来、林が主張してきたことである)。個人情報保護法の法制化を推進し、
そのあり方を論じてきた人々は、主として憲法学者や行政法学者といった、「公法」の
学者が多かった。しかし、現実の社会で起きている、あるいは要請されていることは、
「個人データを実務に生かす」ことであり、人格権とは程遠い。

しかも、個人データの生かし方が、当該企業の競争優位のみならず、当該国家全体
の競争優位にも関連している。時代の変化が激しい場合は、法の制定より事実関係が
先行するので、大陸法よりも判例法が適している、との研究もある。アメリカの著作
権法が、人格権をほとんど捨象していることが、グーグルなどの事業展開を助けてい
る、との見方もある。こうした「生の需要」に対応するという視点から、新たな法体
系を検討すべきである。

アメリカ法における *alienable* という概念は、なかなか説明し難いものであるが、映
画「エイリアン」が示す如く、自分とは異なるもの、つまり「人格権をとりあえず捨
てて取引の対象にすることが可能なもの」と考えると納得がいく。もちろん、そうし
た取引が倫理的に妥当かどうかの議論はあり得るが、例えば「血液」「臓器」「養子」

などが取引される場合には、当該個人の人格権は捨てなければ、取引に伴う不確実性
を回避できない。その意味では、「財貨」すなわち *property* として扱うことと、*alienable*
と考えることが、同義であると考えられるアメリカ法の発想は、きわめてプラグマティッ
クと言えるだろう。著作物に人格権を認めたがらないのも、同じ発想から出ている。

ただし第3原則として、「個人データ」を保護する面で人格権を捨象することは、
人格権を全面的に否定することを意味せず、人格権的要素を「情報プライバシー権」
として明確にし、その両者を切り分けることを主張しているに過ぎない。なお、プ
ライバシー権としては、他に「自立に関するプライバシー権」「領域に関するプライバシ
ー権」があると考えると、分かりやすい。

第4の原則は、行政の介入等を最小限にし、対等な民間同士の関係として、純粋に
私法的な扱いを考えるべきだという点である。アメリカで、「プライバシーを財産権と
して構想する」というアイディアの根拠の1つに、「財産権とすれば政府の介入を最小
限にできる」という点がある (Samuelson [2005] など)。

連邦政府への懐疑心が強いアメリカならではの発想とも言えるが、わが国にとって
の教訓にもなり得よう。なぜなら、現行法の「主務大臣」という概念(個人情報保護
法49条ほか)が、「業法」もない自由な世界の人々にとって、「規制強化」の印象を与
えたことは否めないからである。民-民で円滑に行くなら、行政の関与がないに越した
ことはない。

以上の4原則を守りつつ、現行法を廃止して、新たに「個人データ保護法」を制定
するとすれば、まず以下の2点を検討する必要があるだろう。

(1) 直罰方式の可否

現在の法制では、主務官庁の改善命令が出たにもかかわらず、それに違背した場合
に、初めて刑事罰が課されることになっている(間接罰)。これに対して、漏洩事故に
悩まされる企業等からは、「行為者が罰せられることがないのに、安全管理義務を負う
企業だけが責任を問われるのでは公平でない」という声が強し、現に直罰方式の提
案が少なからずある(堀部[2006]、石井[2010]など)。

諸外国においても「データ保護法」のような形で先例があり、立法化が可能な提案
である。個人責任の原則を明確にすることができる利点があるが、刑法との兼ね合い
では、以下の諸点が問題になる。①刑事罰をもって守られる情報として、現時点では
一定範囲の秘密と知的財産しかない中で、なぜに個人データが同じレベルで保護され
なければならないのかの根拠が薄弱、②ただでさえ過剰反応が心配されている中で、
その動きに拍車を掛ける恐れがある。

このような本質論をさておいて、個人情報保護法を制定したこと自体が「拙速」で
あったとすれば、この「直罰案」に乗ることは、「新たな拙速」を繰り返すことになる
し、刑法の謙抑性からしても、許されないだろう。

(2) 行政・民間峻別方式

行政機関保有データと民間保有データを峻別し、前者を「自己情報コントロール権」的に再構成する一方、後者については保護のレベルを緩める案が考えられる。現状でも、行政機関と民間に適用される個人情報保護法は別建てであり、前者には詳細な開示・訂正の手続きが定められているのに、後者にはそうした規定が手薄であるから、この案にはそれなりの理由がある。

利点として、混乱を極めている「自己情報コントロール権」に関する論争を、行政機関に対してだけ適用可能な概念として、明確にすることができる。欠点としては、せっかくオムニバス方式の統一法を制定したのに、それを崩すことになる。しかし、対権力関係と対等な当事者同士の関係を、別の法体系と見るのは自然であり、改正法の体系は別途工夫することにはどうだろうか。

4. 個人データの保護方式 (2) 具体的検討

そこで以下では、上記 (2) の考え方を所与として、対等な当事者同士の (民-民の) 関係として、さらにどのような仕組みを組み合わせることができるか、という視点からいくつかの案を検討しよう。

(A) 著作権アプローチ

民間保有データについては、著作権と同じ構成 (人格権と財産権のハイブリッドに結合した権利) と考える案である。情報の保護方式には、秘密保護型と知財保護型がある中で、人格権と財産権を結合した著作権の方式はユニークであり、それに学ぶ点があるはずだ、というのが根拠である。

しかし現在「著作権の再構築」が力説されているのは、まさにこのハイブリッドな性格に由来しており、そのアナロジーで考えると混乱を増すばかりではないか、といった反論が予想される。

(B) パブリシティ権アプローチ

民間保有データについては、判例によって形成されてきたパブリシティの権利と同様のものと捉えなおす案である。パブリシティの概念は、わが国では珍しく、制定法がないにもかかわらず発展してきた。こうした自然発生的概念には、それなりの存在意義があるはずだ、というのが論拠である。

上記 (A) のうち、財産権の部分だけを切り離すことによって、取り扱いが簡素化される点が優れている。しかし判例で認められて来たに過ぎないので、わが国のような制定法の国では、根拠が弱い。また、個人情報に特別な価値を持つ人 (セレブリティ) しか保護されず、一般大衆は保護されない恐れがある。

(C) 営業秘密アプローチ

民間保有データについては、不正競争防止法において保護されている営業秘密と同

様のものと捉えなおす案である。これにより、差し止め、損害賠償のほか刑事罰も準備され、抑止効果は十分と思われる。

ただし、不正競争防止法は競業者間のみ適用されるので、競業者以外に悪用された場合には救済できない。アメリカは契約社会なので、守秘義務協定のようなのが普及すれば、それ以外の分野や、最終的には個人が関係する取引まで、このアプローチで対応できるとの主張もある (例えば、Samuelson [2005])。しかし、わが国では不正競争防止法に頼るしかないと思われる。

また管理している企業にとって、営業秘密を保護するインセンティブは十分ある (なにせ、それが漏れたら競争に負ける可能性が高い) が、個人データはどうだろうか。営業に必須の顧客情報など、営業秘密に準ずるものもあるが、一般的にはインセンティブ効果に疑問がある。

(D) 一般不法行為アプローチ

最後の案として、そもそも個人データを特別に扱う必要はなく、民法 709 条等の不法行為の救済を認めれば、十分であるとの考えもある。ただ現時点で、個人情報保護法の単純な廃止を提案することはいかがなものか、という反論に会うだろう。また、情報財の特質の 1 つである「いったん流出した情報は取り返せない」という「取引の不可逆性」を考慮すると、「差し止め」ができない不法行為の仕組みでは、情報漏洩に対する保護は十分でない。

以上のように、どれか 1 つが決定的に優位というわけにいかず、「帯に短し襷に長し」という印象は否めない。そこでここでは、(A) の「著作権アプローチ」について、もう少し立ち入って検討してみよう。(A) に原則 2 と 3 を組み合わせれば、アメリカの著作権の発想に近くなり、最もフィージブルだと思われるからである。

5. 無体財を取引するための工夫

私たちの発想の裏には、「有体物の世界では、占有と所有は重なり合う場合が多いが、無体物の世界では、保有と帰属は別の主体に担われる場合が多い」という認識がある。先に述べたように、有体物の法体系は「占有」を前提にした「所有」という概念が、中心的位置を占めている。この所有概念があまりに有効に機能したため、私たちが何にでもこれを適用して、「知的所有権」という誤解を生じているほどである (林[2010])。

しかし無体財である情報はどこかに静止している場合もあるが、転々流通することが多い。流通するとすれば、元の情報について何らかの権利を持つ人 (著作者であれ、個人情報によって識別される当該自然人であれ) と、その情報を現に管理し支配下においている人とは違うことが常態である。前者を「帰属」とし、後者を「保有」として区別するのは、自然の流れであろう。

しかし「保有」と「帰属」の関係は、一筋縄ではいかない。例えば先の例で、私が遺伝子治療を受けている過程で、治療情報の蓄積によって新しい治療薬が開発できたでしょう。治療薬は特許か、営業秘密として保護されるが、既存の特許法なり不正競争防止法で対処可能である。そして、そうした情報に対して、私に何の権利も生じないことも納得がいくだろう。

ところが、この治療薬は、きわめて稀な DNA 配列の人にしか効かないものだとしよう。すると被験者である私の DNA 配列と当該治療薬との組み合わせ情報が、この薬品の営業秘密的な情報になった場合、私に何らの権利も生じないとすると、公平を欠くようにも思える。

これに類似のケースについては、カリフォルニア州最高裁判決 (Moore v. Regents of the University of California, 51 cal. 3d 120 (1990)) 以降の、判例の積み重ねがある。リーディング・ケースとなったムーア事件では、白血病の治療のためと称して脾臓の組織と血液を採取し、これを基に取得した特許によって 30 億ドルもの利益を上げたカリフォルニア州立大学に対して、患者のムーアが「横領」の裁判を起こした。

カリフォルニア州最高裁は、横領の訴えを退けたが、医師の忠実義務違反やインフォームド・コンセントを求める救済なら、可能性があると付け加えた。その要点は、杓子定規な制定法を援用するよりも、当事者間の契約の問題だとして処理してはどうか、という点にある。

特許権はもとより、支分権が多い著作権についても、それぞれの法律に書いてあることは「原則」であって、実際の利用条件の細部は「ライセンス契約」に依っていることが多い。情報という未だ全容が解明されていない対象を扱うには、いきなり法律を制定するよりも、まずは契約による「慣らし運転」が必要に思われる。

ただし次の点にも、注意が必要である。つまり、現在知的財産権として保護されている情報は、先に述べたとおり有体物のアナロジーから脱却できていないため、ライセンス契約の大本である「許諾権」について、権利者の自由意志を最大限に重んずる法制となっている (いわば「禁止権」になっている)。しかし、個人データについてそのような取り扱いをすれば、特定の誰かの名前を呼ぶときでさえ「事前許諾」が必要、という戯画が生ずる恐れもある。

ここに、有体物のアナロジーと無体財の特質との乖離が、象徴的に現れている。解決策は、無体財にはそれにふさわしい法的措置を選択し、しかる後に現行の知的財産制度について、無体財らしい修正を加えることであろう。個人データ保護についていえば、その取得に関して「自然取得」という新たな概念を設け、公表された情報源から個人データを取得した場合には、当該取扱事業者が公表する利用目的の範囲内なら、自由に利用できることとすべきであろう。

また、許諾権には「拒否権」を含まず、「目的外利用禁止権」のみとすべきである。また財産権とすると「譲渡自由」が原則と考えがちだが、それも有体物のアナロジー

に毒された考えであろう。「占有」も「占有の移転」も明確でない対象に、「譲渡」も起こり得ないので、再ライセンスは禁止すべきである。また、契約の解除、ライセンシーの死亡・解散などの場合には、ライセンス契約自体が消滅すると考えるべきである。

以上の検討結果を踏まえて、個人データに関する諸権利を、アメリカ著作権のアナロジーで、以下の「権利の束」だと考えよう。

- (a) 帰属権：当該データに関して一意に決まる個人が、何らかの「クレーム」を主張し得る状態、およびその権原。
- (b) 関与権：上記「クレーム」の発現の 1 つとして、当該情報の開示・訂正・削除を請求する権利。
- (c) ライセンス権：上記「クレーム」の発現の 1 つとして、当該情報の利用を許諾するに当たって、目的を限定する権利。拒否することは出来ないものとする。
- (d) 保有権 (と義務)：無体物に関する財産上の権利 (現行法では「準占有」と同じ) と、「安全管理義務」が同時に発生する。
- (e) その他の権利：損害賠償請求権や差止め請求権など。

6. 今後の課題

本稿は、思考実験の段階にあるものを「叩き台」として提起したため、他の論文に比して荒削りであることは認めざるを得ない。したがって、今後の課題は山積しているが、主なものを上げれば以下のとおりである。

① デジタル化の影響と登録制度 (著作物 ID) の技術的検討

著作権は、紙と出版という情報の生産・伝達方法の発展とともに生まれたため、デジタル技術の到来とともに、その存立基盤が揺らいでいる。共著者の林は、この点に着目してデジタル時代の「自主登録制度」を検討してきた (林[2006b]) などが、権利の存在証明 (ID 付与) という面からも「無方式主義」を改めて、新しい登録制度を考案する時期ではないか、と思われる。

② 信託法的構成の可能性

本提案を行なった後に、英米法における「信託」あるいは「信認」という法的構成が、個人データの取り扱いに有効ではないか、という気持ちが強くなった。「信託」は契約とは若干違って、「忠実義務」を中心に構成されるが、この義務の中に「安全管理義務」を読み込むことができれば、新しい視点から「データ保護法」を構築する道が見えてくるように思われる (樋口[1999])。

③ 実体から関係へ

上記②の構成を検討することは、実は「個人データ」を法的保護の客体と捉えるこ

とを超えて、帰属主体と保有主体の関係をいかに法的に調整するかという、「主体論」と「行為論」に踏み込むことになる。これは、「情報法」という法領域が成立するか否か、という論点につながり(林[2006a])、私たちが目指している「情報法の基礎理論」にいたる道程(林[2009])に位置するものと思われる。

④ フィーデリティ・テスト

本稿で検討してきたのは、「理念型」としての可能性に過ぎず、それが現実社会に適合して機能し得るか否かは、別途検証しなければならない。ここではアメリカの著作権制度という、現実に存在するものをモデルとしたが、それがわが国の法制度に適合可能かどうかは、今後の課題である。

なお最後に、主として理系の読者に対して「本稿が何を主張しているのか」を理解していただくために、以下のような比喩を紹介しておこう。1948年にクロード・シャノンが、「情報は0と1のビットで表わすことができる」ことを発見し(Shannon[1948])、コンピュータやデジタル伝送として、これを実装する技術が発展したことが今日の情報社会の基礎になっている。

その際は、情報の持つ「意味的側面 (semantics)」をとりあえず捨象して、その「構文的側面 (syntax)」に注力したことが、情報という得体の知れないものの取り扱いを容易にして、科学的発展に貢献したと思われる。この比喩を「情報法」に適用すれば、まずは人格権を検討の視野から外すことこそ、複雑な事態を簡素化して、基礎理論を検討する素地になるのではなかろうか。

参考文献

- 1) 石井夏生利 [2010] 「個人情報の窃取・漏えいと刑事罰」堀部政男(編)『プライバシー・個人情報保護の新課題』商事法務
- 2) 鈴木正朝 [2007] 『個人情報保護法制の総合的研究』情報セキュリティ大学院大学博士請求論文
- 3) 林紘一郎 [2005a] 『情報メディア法』東京大学出版会
- 4) 林紘一郎 [2005b] 「秘密の法的保護と管理義務—情報セキュリティ法を考える第一歩として」富士通総研研究レポート, No.243 富士通総研
- 5) 林紘一郎 [2006a] 『情報セキュリティ法』の体系化の試み『情報ネットワーク・ローレビュー』第5巻
- 6) 林紘一郎 [2006b] 「著作権、自己登録制度、研究者コミュニティ」『日本知財学会誌』Vol3, No.1
- 7) 林紘一郎 [2009] 「『個人データ』の法的保護：情報法の客体論・序説」『情報セキュリティ総合科学』情報セキュリティ大学院大学 pp.67-109
- 8) 林紘一郎 [2010] 「Property, Property Rule そして Property Theory」『アメリカ法』, 2010-1 (近刊)

- 9) 林紘一郎・鈴木正朝 [2008] 「情報漏洩リスクと責任：個人情報为例にして」『法社会学』69号
- 10) 樋口範雄 [1999] 『フィデューシアリー[信託]の時代：信託と契約』有斐閣
- 11) 堀部政男 [2004] 「現行法ではヤフーBB 事件の再発は防げない—個人情報窃盗罪の新設を」『日本の論点 2005』文芸春秋社
- 12) Samuelson, Pamela [2000] 「Privacy as Intellectual Property?」 “Stanford Law Review,” No. 52.
- 13) Shannon, Claude E. [1948] ‘A Mathematical Theory of Communication’ ”Bell System Technical Journal”

著者紹介

林 紘一郎

情報セキュリティ大学院大学学長・教授。元 NTT アメリカ社長兼 Nextel 社 (現 Sprint-Nextel 社) 取締役。経済学博士, 博士 (法学)。著書に、『電子情報通信産業』(電子情報通信学会 2002), 『著作権の法と経済学』(勁草書房/編著 2004), 『情報メディア法』(東京大学出版会 2005), 『倫理と法』(産業図書/共著 2008), 『引用する極意・引用される極意』(勁草書房/共著 2009) など。

中村伊知郎

情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科、博士後期課程在学。IT コンサルタント。立命館大学法学部、情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科博士前期課程卒。著書に『俺の酒が飲めぬか』は犯罪です』(講談社 2008)、懸賞論文優秀賞受賞作「実効性のある情報セキュリティ教育の在り方について」(防衛調達基盤整備協会 2009) などがある。